

2011年3月24日

アストラゼネカ株式会社

代表取締役 加藤 益 弘 殿

薬害イレッサ訴訟統一原告団

代 表 近 澤 昭 雄

薬害イレッサ東京支援連絡会

事務局長 小 池 盛 明

薬害イレッサ事件の早期・全面解決を求める申入書

2011年3月23日、東京地方裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、貴社を厳しく断罪しました。

同判決は、2002年7月の承認当時、イレッサは分子標的薬として従来の抗がん剤に比べて副作用が軽いとのイメージが抱かれやすく、医療現場の医師は副作用である間質性肺炎が致命的なものとなるとは容易に認識できなかったのであるから、間質性肺炎を警告欄に記載すべきであったとして、イレッサ承認時の添付文書には製造物責任法上の指示・警告上の欠陥が認められるとしました。

本年2月25日の大阪地裁判決に続くこの東京地裁判決により、貴社に責任があることはより一層明確になりました。

市民の生命と健康に直結する医薬品の製造メーカーとして重大な社会的責任を負う貴社は、二度にわたる司法の厳しい指摘を謙虚に受け止めるべきです。これ以上不当な争いを続け、残された大切な生命を予想外の副作用により奪われた患者と家族の無念の思いを踏みにじるようなことは決して許されません。

貴社は、既に大阪地裁判決に対して控訴をしていますが、この東京地裁判決を受けて、控訴を断念し、直ちに薬害イレッサ事件の解決のための話し合いの席に着き、原告全員の救済、未提訴被害者の救済を含めた、2010年8月25日付け全面解決要求書に基づく薬害イレッサ事件の全面解決をはかるべきです。

貴社東京支社におかれましては、大阪本社、さらには英国アストラゼネカ社に申し入れの趣旨を伝え、真摯な対応をされるよう求めます。

以 上